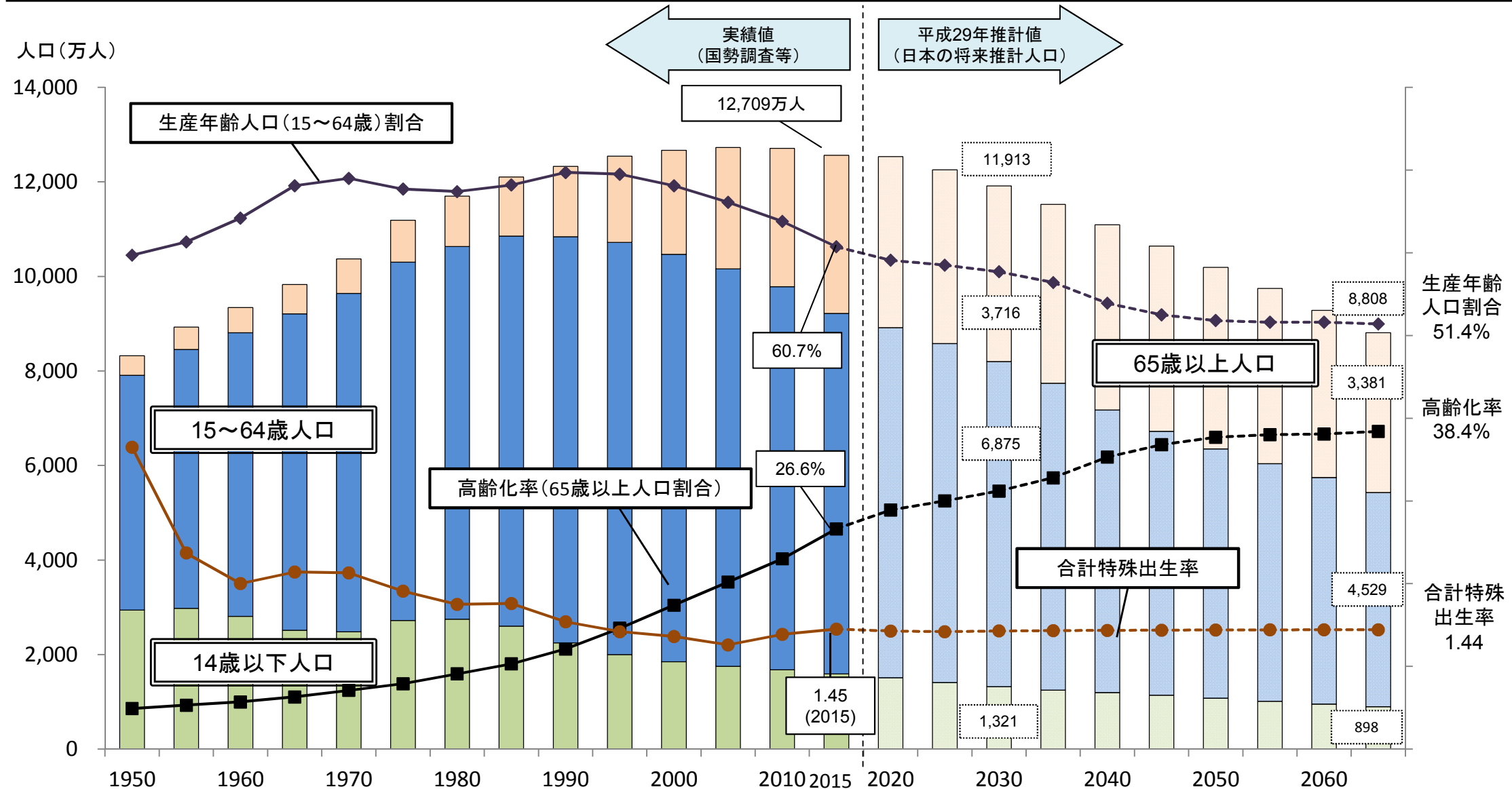


## 目次

日本 の 人 口 の 推 移	1
労 働 力 需 給 推 計	2
女 性 の 年 齢 別 就 業 率	3
仕 事 と 家 庭 の 両 立 を め ぐ る 現 状	4
高 齢 者 の 就 業 率 の 国 際 比 較	5
60 歳 以 降 の 就 労 希 望 年 齢 と 就 労 希 望 形 態	6
年 平 均 労 働 時 間 と 長 時 間 労 働 者 の 各 国 比 較	7
諸 外 国 の フ ル タ イ ム 労 働 者 と パ ー ト タ イ ム 労 働 者 の 賃 金 水 準	8
年 次 有 給 休 暇 の 取 得 率 等 の 推 移	9

# 日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



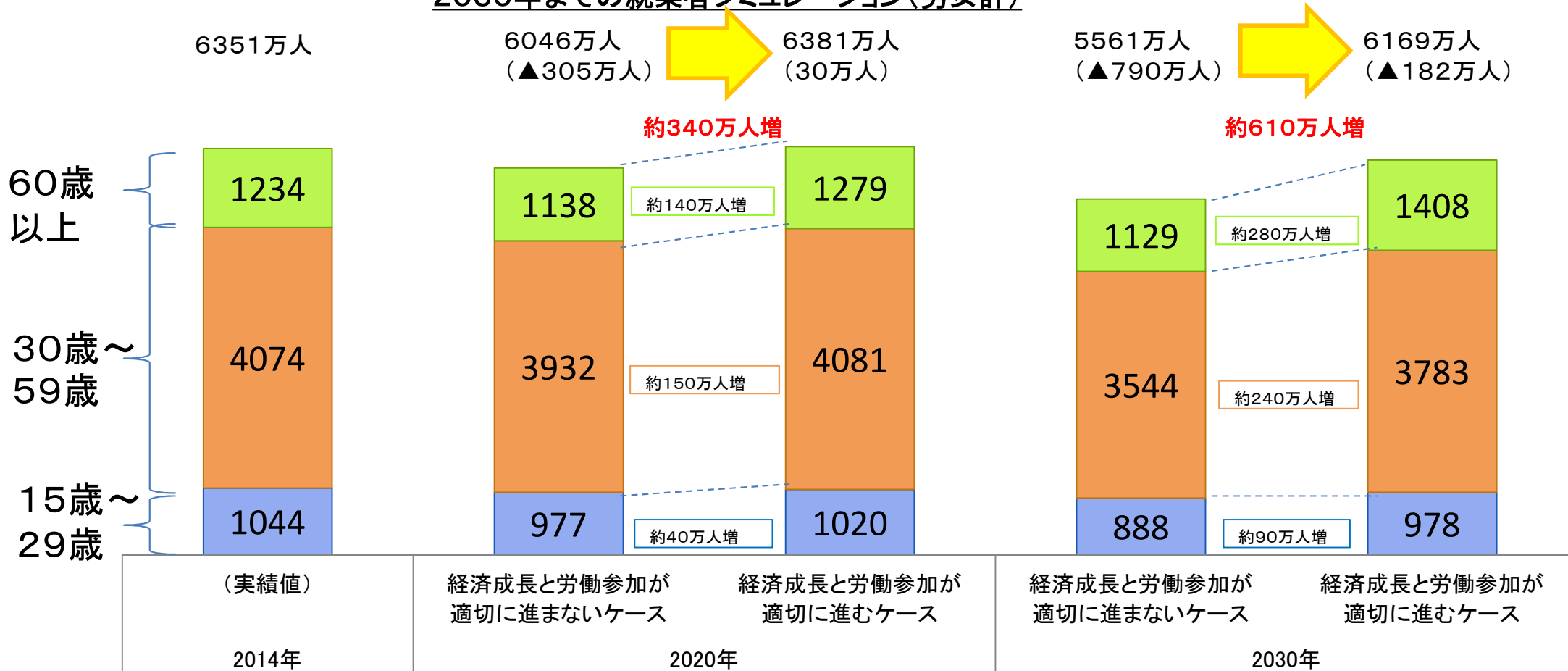
(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

# 労働力需給推計の活用による政策シミュレーション 全国推計

平成27年度 雇用政策研究会報告書 概要

○ 「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」は、2030年の就業者数が▲790万人（2014年比）となるが、「経済成長と労働参加が適切に進むケース」では、その場合よりも約610万人増となり、2014年比で▲182万人にとどまる見込みである。

## 2030年までの就業者シミュレーション(男女計)

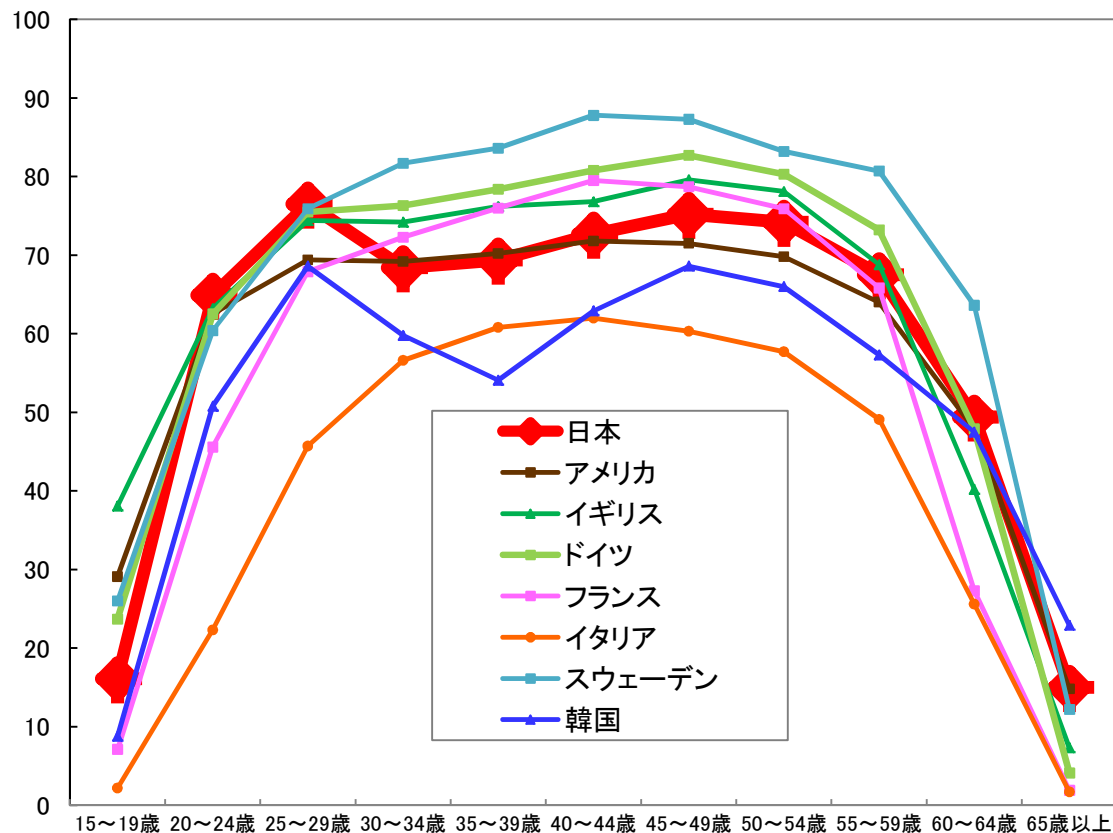


資料出所: 2014年実績値は総務省「労働力調査」、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構推計  
 ※推計は、(独)労働政策研究・研修機構が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等を用いて行ったもの  
 ※経済成長と労働参加が適切に進むケース: 「日本再興戦略」を踏まえた高成長が実現し、かつ労働市場への参加が進むケース  
 ※経済成長と労働参加が適切に進まないケース: 復興需要を見込んで2020年まで一定程度の経済成長率を想定するが、2021年以降は経済成長率はゼロ、かつ労働市場への参加が進まないケース(2014年性・年齢階級別の労働力率固定ケース)  
 ※図中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、年齢計と内訳の合計は必ずしも一致しない。増減差は表章単位の数値から算出している。

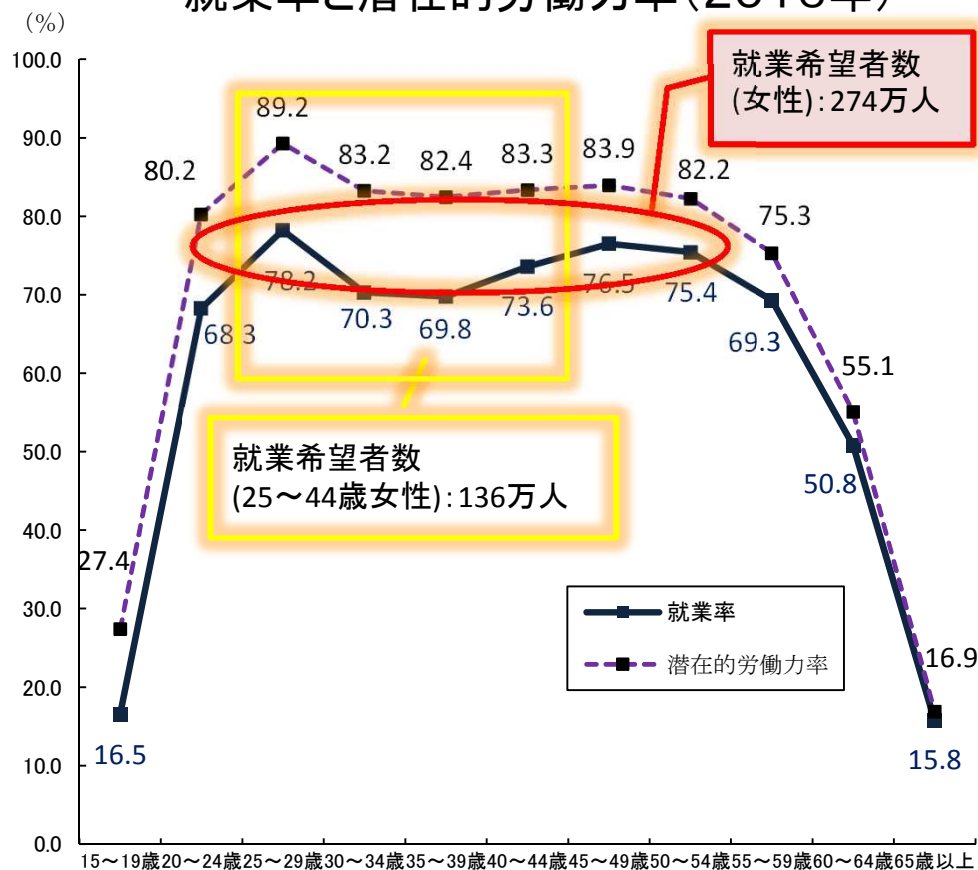
# 女性の年齢別就業率

- 日本では、出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多い。(M字カーブ)  
特に、子育て期の女性において、就業率と潜在的な労働力率の差が大きい。
- 一方、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では子育て期における就業率の低下はみられない。

## 就業率の国際比較(2015年)



## 就業率と潜在的労働力率(2016年)



資料出所: 日本 総務省「労働力調査」(平成27年)  
 その他 (独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2017」  
 注) アメリカ、イギリス、イタリアの「15~19」は「16~19」のデータ、  
 スウェーデンの「65~」は「65~74」のデータである。

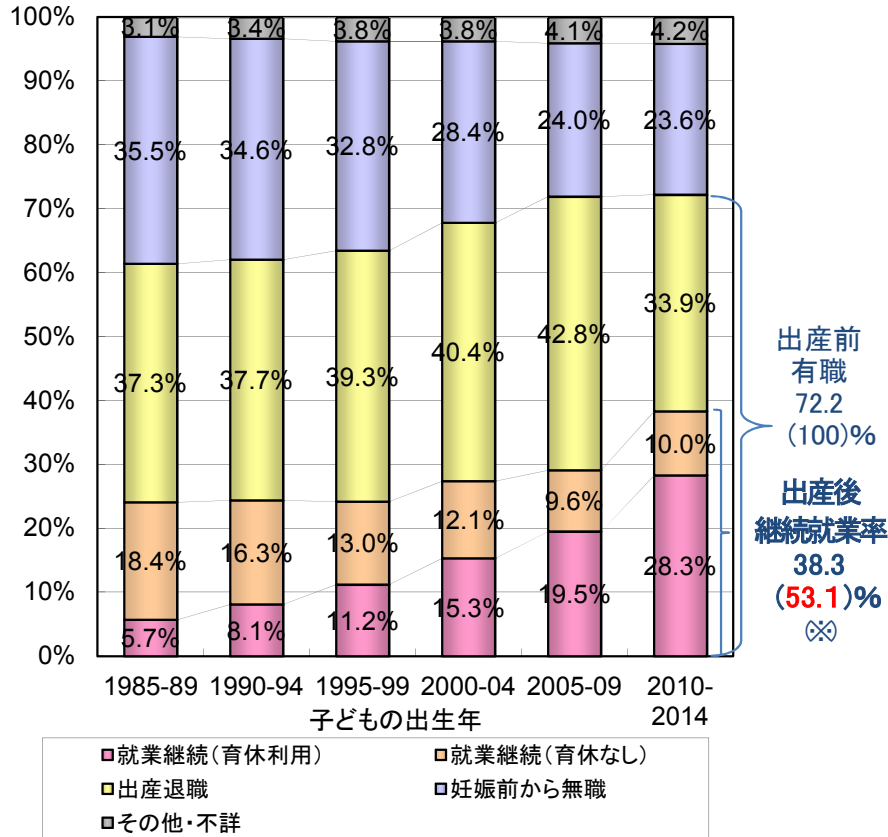
注) 潜在的労働力率 = 
$$\frac{\text{就業者} + \text{失業者} + \text{就業希望者}}{\text{人口(15歳以上)}}$$

資料出所: 総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査(詳細集計)」(平成28年)

# 仕事と家庭の両立をめぐる現状

○ 約5割の女性が出産・育児により退職している。

【第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化】

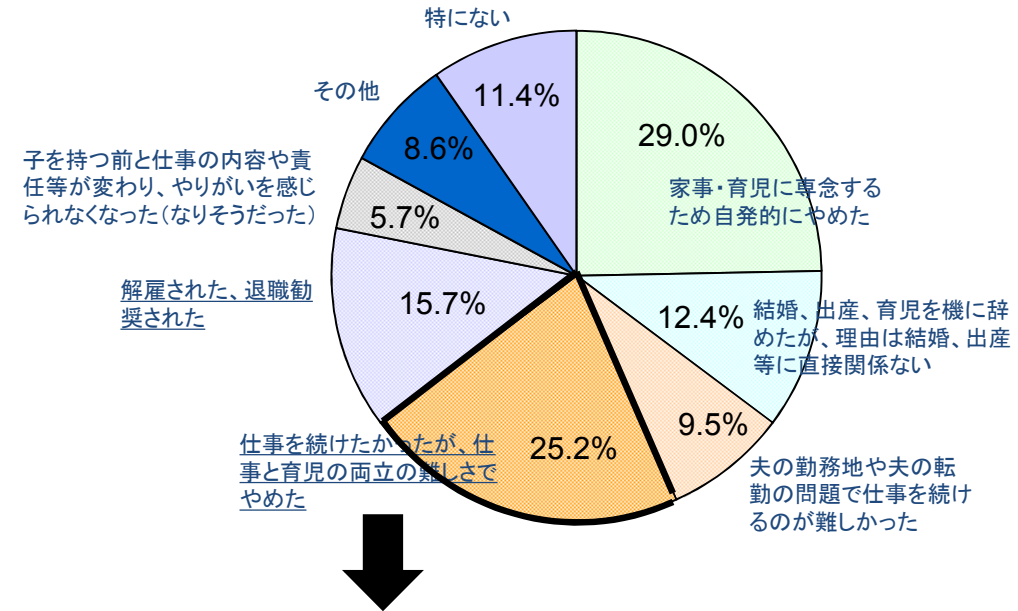


(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所  
「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」

(※) ( )内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

○ 妊娠・出産を機に退職した理由を見ると、「自発的に辞めた」が29%、「両立が難しかったので辞めた」が約25%

【妊娠・出産前後に退職した理由】



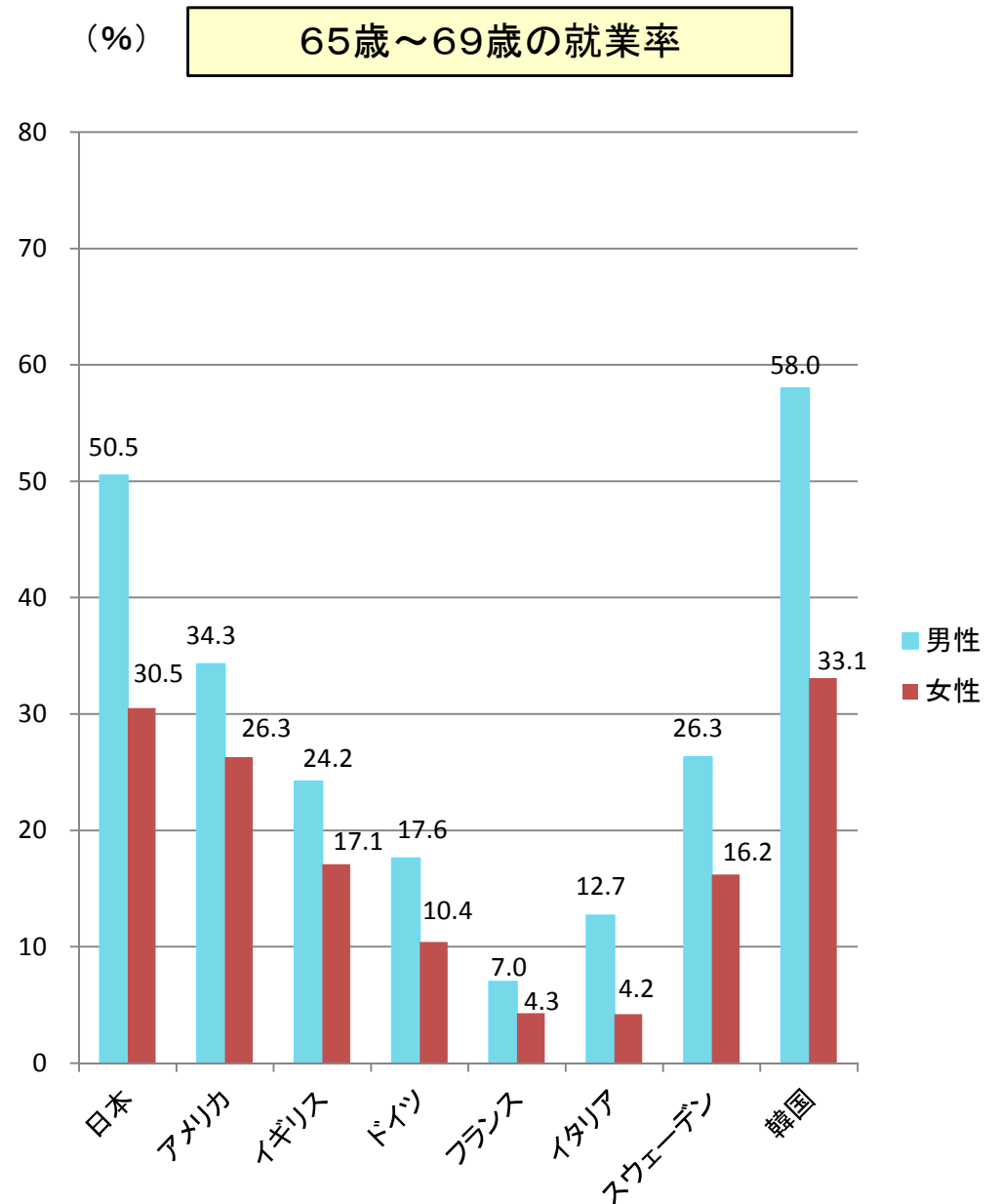
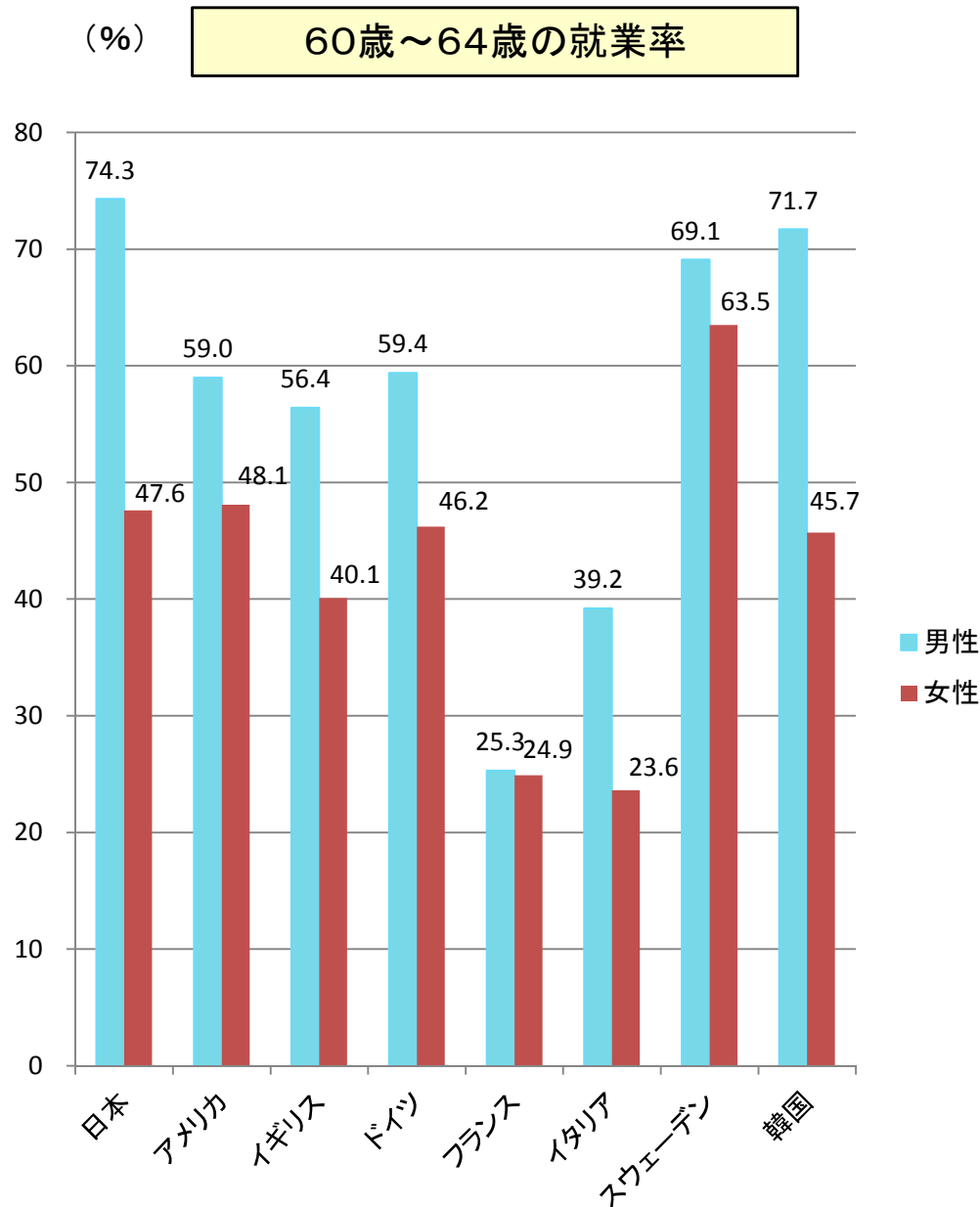
## 両立が難しかった具体的理由

- ①勤務時間があいそうもなかった(あわなかった) (56.6%)
- ②自分の体力がもたなそうだった(もたなかった) (39.6%)
- ③職場に両立を支援する雰囲気なかった (34.0%)
- ④子どもの病気等で度々休まざるを得なかった (26.4%)
- ⑤つわりや産後の不調など妊娠・出産にともなう体調不良のため (20.8%)
- ⑥育児休業を取れそうもなかった(取れなかった) (17.0%)
- ⑦保育園等に子どもを預けられそうもなかった(預けられなかった) (17.0%)

(資料出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
「平成27年度仕事と家庭の両立支援に関する実態把握のための調査研究事業報告書」

# 高齢者の就業率の国際比較

○ 日本の高年齢者の就業率は、欧米諸国と比較すると、特に男性で高水準。

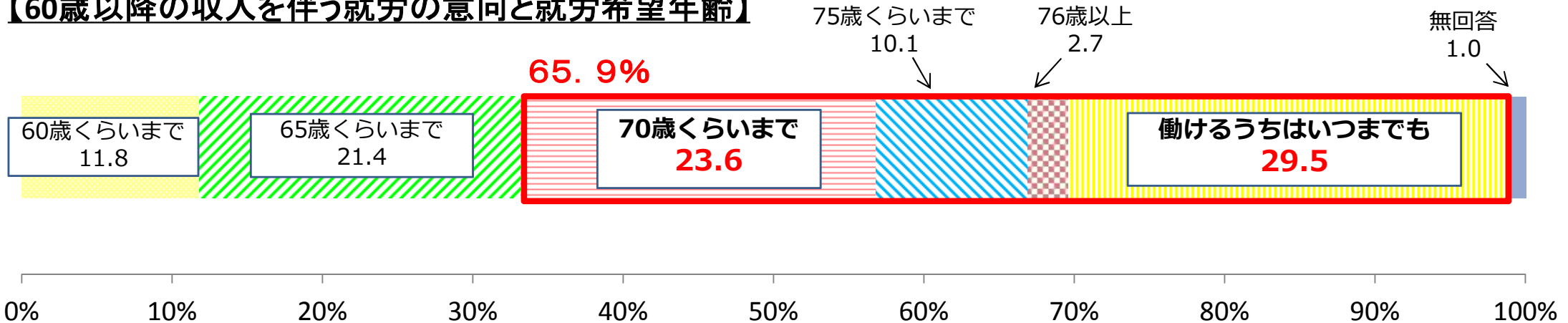


※2014年の各国の就業率  
 (資料出所) 就業率: 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較(2016)」

# 60歳以降の就労希望年齢と就労希望形態

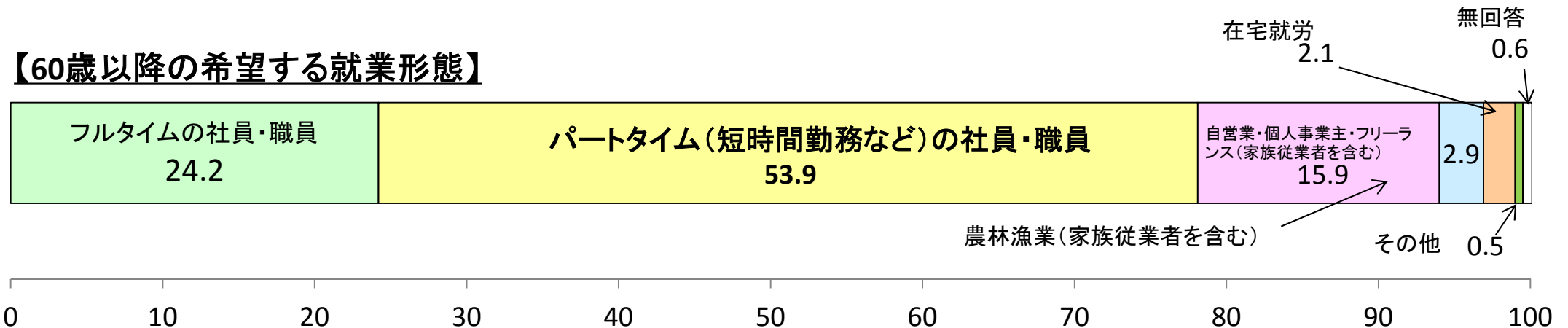
- 65歳を超えて働きたいと回答した人が約7割を占めている。
- 60歳以降の希望する就労形態として、パートタイムが最も多い。

## 【60歳以降の収入を伴う就労の意向と就労希望年齢】



資料出所:内閣府 「平成25年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成25年)  
 (注1)60歳以上の男女を対象とした調査(n=1,999)

## 【60歳以降の希望する就業形態】



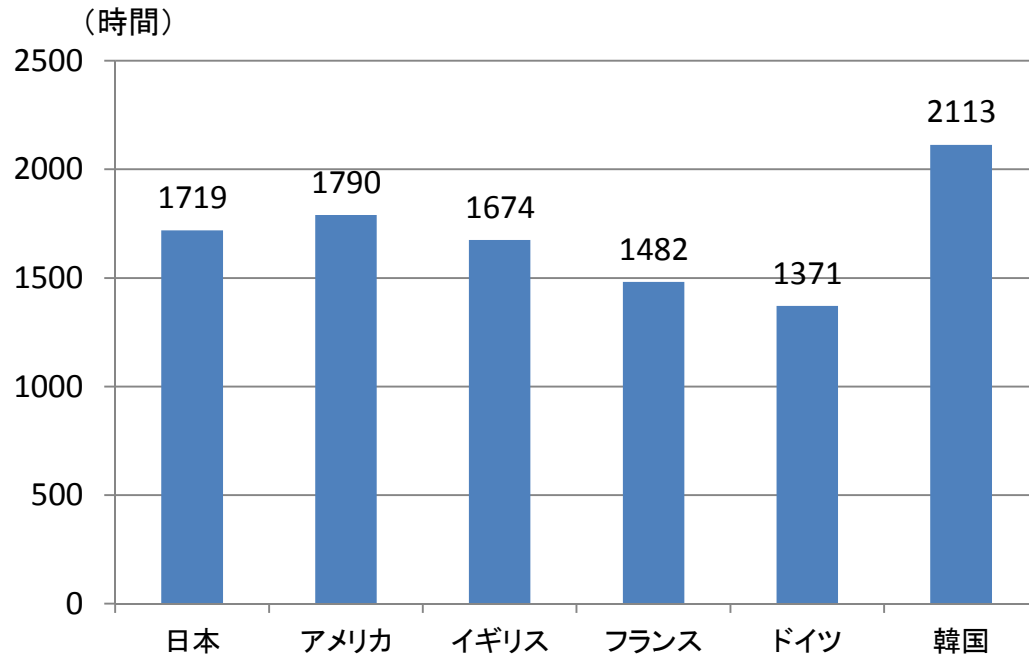
資料出所:内閣府 「平成25年度 高齢期に向けた「備え」に関する意識調査」(平成25年)

(注2) 35~64歳の男女を対象とした調査(n=2,214)。【60歳以降の希望する就業形態】の対象は35~64歳の男女のうち、60歳以降も収入を伴う就労の意向がある者。

# 年平均労働時間と長時間労働者の各国比較

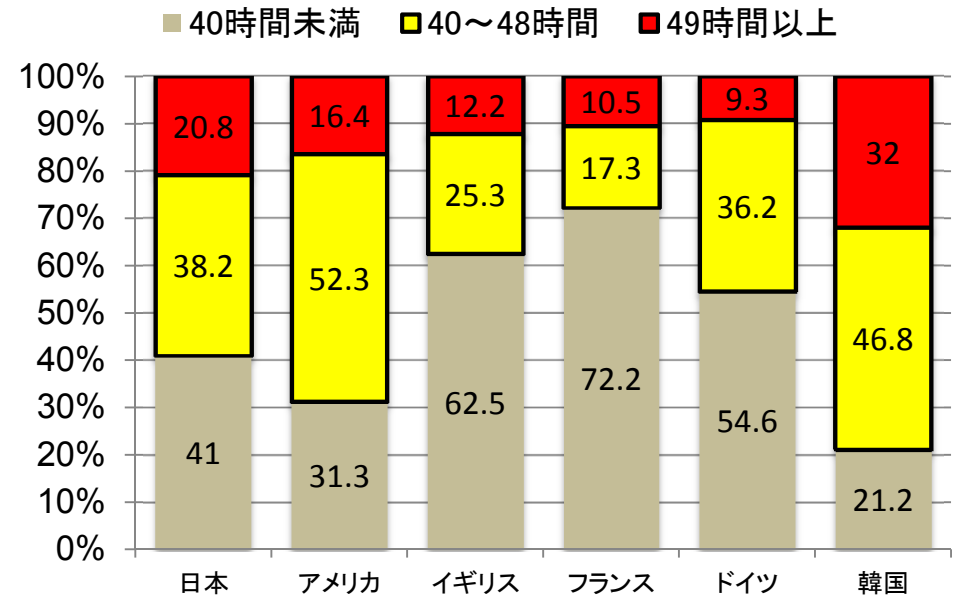
- 日本は欧州諸国と比較して、年平均労働時間が長い。
- また、時間外労働(40時間/週以上)者の構成割合が高く、特に49時間/週以上働いている労働者の割合が高い。

## ○年平均労働時間



(資料出所)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2017」

## ○長時間労働者の構成比(週当たりの労働時間)



(資料出所)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2017」  
ILO「ILOSTAT Database」

### <事務局注>

- ※ 年平均労働時間は、2015年の各国の就業者一人当たりの年間労働時間を示す。
- ※ フランスのみ推計値

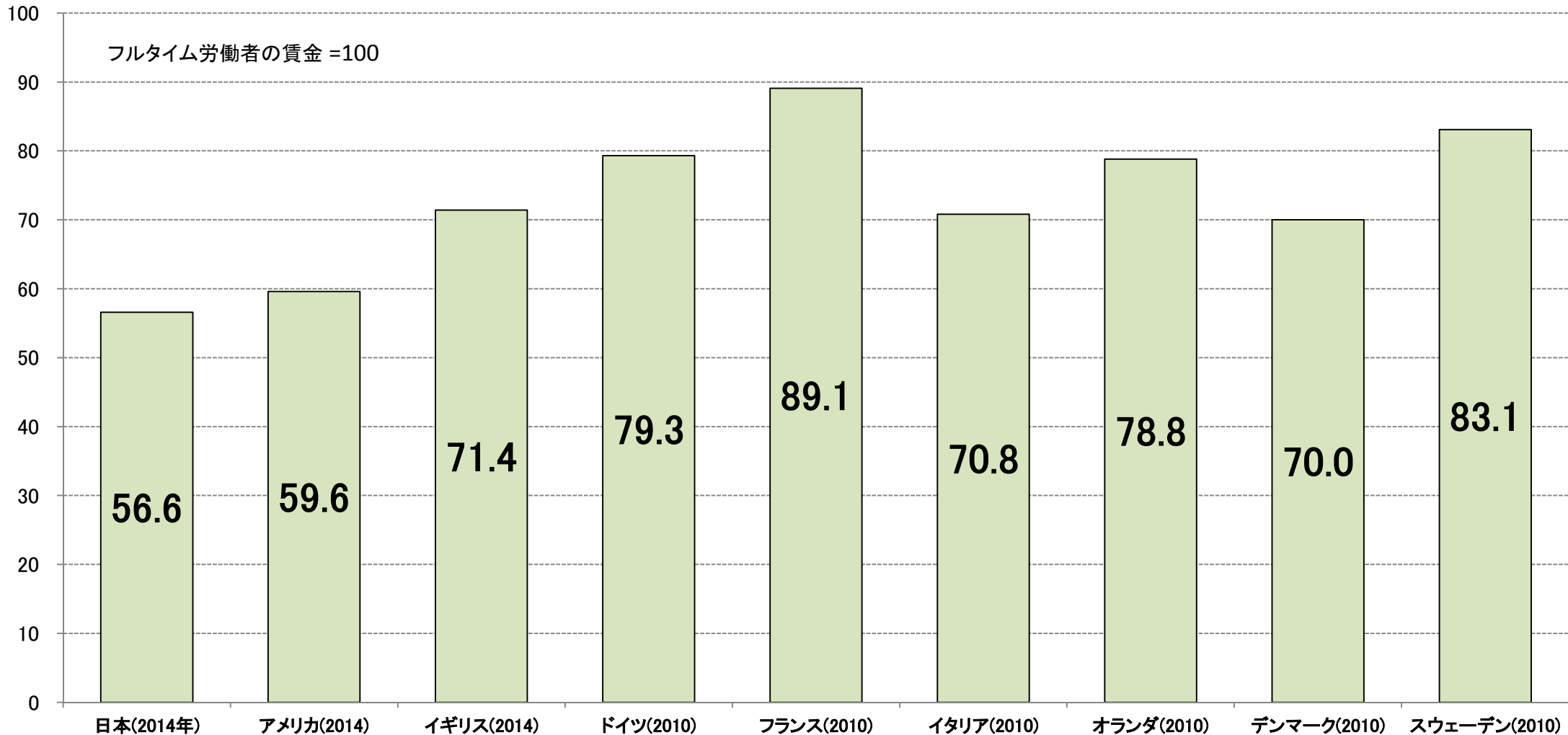
### <事務局注>

- ※ 長時間労働者の構成比については、2016年の各国の就業者一人当たりの週労働時間を示す(アメリカは2013年、日本・韓国は2015年)。データは、ILO「ILOSTAT Database」による。
- ※ 端数処理のため、計100%とはならない(ドイツ)。



# 諸外国のフルタイム労働者とパートタイム労働者の賃金水準

○ フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準が、ヨーロッパ諸国では7～8割程度であるのに対して、日本は6割弱となっている。



(資料出所) ○アメリカ以外の国については、独立行政法人 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」

※「データブック国際労働比較2016」の出典は以下のとおり

日本:厚生労働省(2015.2)「平成26年賃金構造基本統計調査」

イギリス:Office for National Statistics(2014.11) 2014 Annual Survey of Hours and Earnings-Provisional Results

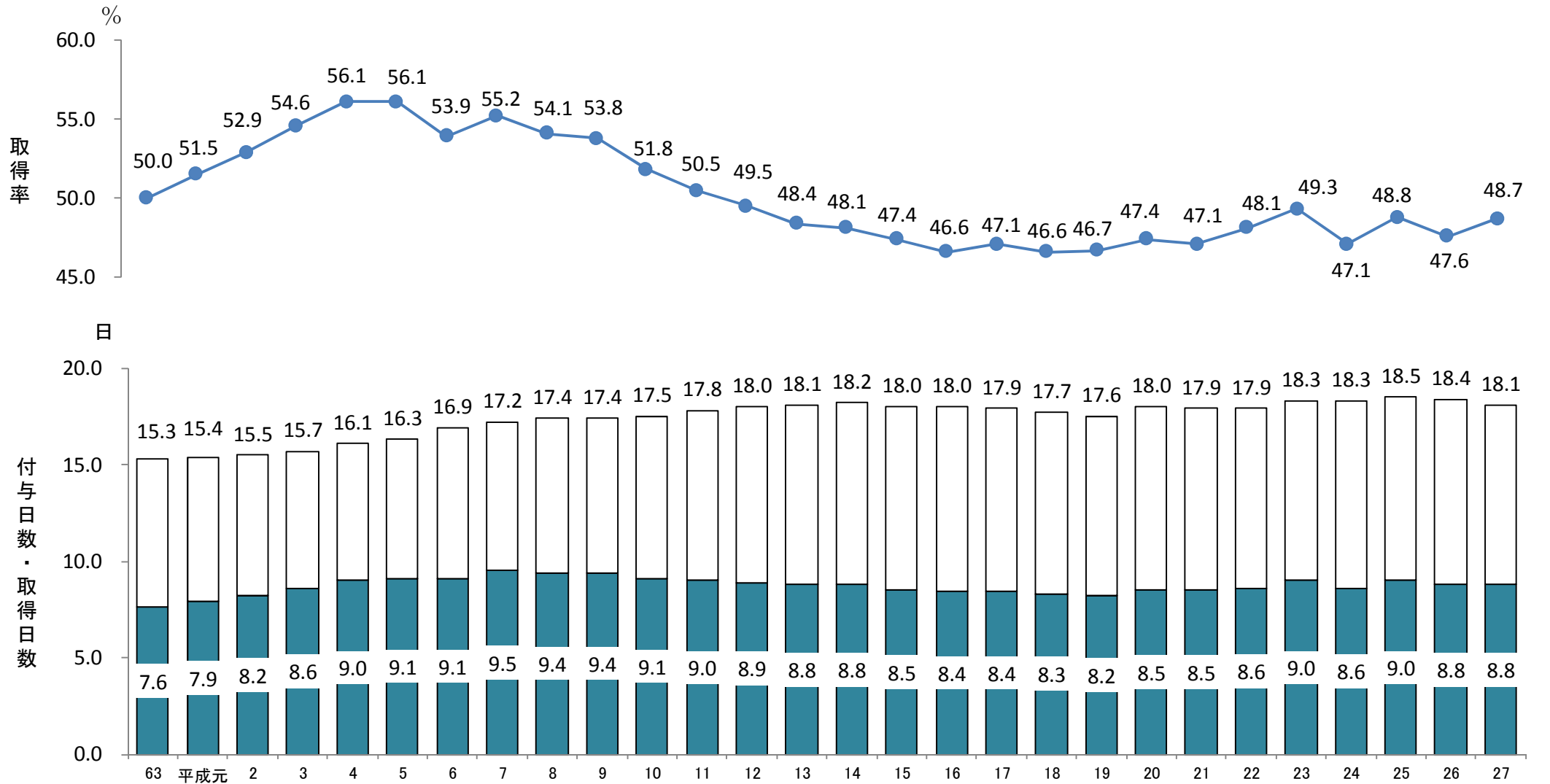
イギリスを除く欧州: Eurostat Database "Structure of earnings survey 2010" 2015年10月現在

○アメリカについては、以下の統計による週当たり賃金及び週当たり労働時間をもとに、時間当たり賃金を厚生労働省において推計

[ BLS(2015.2)Labor Force Statistics from the Current Population Survey ]

# 年次有給休暇の取得率等の推移

年次有給休暇の取得率については、近年5割を下回る水準で推移している。



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(平成11年以前は「賃金労働時間制度等総合調査」による)

- (注) 1) 「対象労働者」は「常用労働者」から「パートタイム労働者」を除いた労働者である。  
 2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。「取得率」は、全取得日数/全付与日数×100(%)である。  
 3) 平成18年以前の調査対象:「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」→平成19年以降の調査対象:「常用労働者が30人以上の民間企業」  
 4) 平成25年以前の調査対象:「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」→平成26年以降の調査対象:「常用労働者が30人以上の民営法人」(※医療法人等の会社組織以外の法人を調査対象に加えた)

年